

令和3年6月18日

保護者の皆様

那覇市長 城間幹子
(公印省略)

緊急事態宣言措置の延長に伴う就学前教育保育施設の対応について

【第57報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、この度、緊急事態宣言の延長を受けて、別紙の「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」（以下「県対処方針」という）及び市内就学前教育保育施設の感染状況等を勘案し、【第56報】で通知の特別保育を終了いたします。

しかしながら、緊急事態宣言が延長されていることや就学前教育保育施設の感染状況等について引き続き留意する状況にあることから、保護者の皆様には、可能な限りの登園自粛をお願いし、感染症拡大防止へのご理解とご協力をお願いいたします。その場合、自粛に伴う保育料等は減免措置等の対象といたします。

つきましては、下記のとおり取り扱う事といたしますので、よろしく願いいたします。

なお、本決定事項は6月18日時点のものであり、今後の状況により変更もあり得ることを申し添えます。

記

1 実施内容

別添「県対処方針」及び「緊急事態宣言に伴う就学前教育保育施設の対応について（令和3年6月18日変更）」（保護者向け）のとおり。

2 実施期間

令和3年6月21日（月）～同年7月11日（日）